

屋外広告物の安全管理等に関するお願い

近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、全国的に屋外広告物の安全性の確保などが問題となっています。

北九州市では、屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の許可申請や安全管理義務などのルールを定めていますが、申請手続きが漏れていたり、安全点検が不十分な事例が見受けられます。（※屋外広告物が落下や倒壊等すると大きな被害を引き起こす可能性があり、設置者又は管理者が法的責任を問われることにもなりかねません。）

つきましては、本市の屋外広告物のルールや安全管理について、改めてご確認いただき、良好な景観形成および屋外広告物の安全性の確保をお願いいたします。

北九州市都市整備局管理課

<許可申請について>

北九州市内で掲出される屋外広告物は、一部を除き、「新規」許可申請が必要です。
また、既に表示している広告物を「変更、改造又は移転」する場合や許可期間後も「継続」して表示する場合も許可申請が必要となります。
なお、許可期間が満了し、広告物を「除却」したときは、除却届の提出が必要です。

<安全管理について>

屋外広告物の管理者などは、広告物を良好な状態に保持する安全管理義務があります。特に台風等の時期は、広告物が飛散や落下、倒壊しないよう安全確保をお願いします。
また、許可期間満了後も継続して掲出する場合は、継続許可申請の際に「安全点検」の報告が必要となります。

※ 屋外広告物のルールや安全管理の詳細は、北九州市役所ホームページ内の「屋外広告物の手びき」、「安全管理ガイドブック」等に掲載していますのでご確認ください。

《屋外広告物の設置等についてご不明な点があれば、広告物を設置する区へお問合せください。》

門司区役所まちづくり整備課	TEL 093-331-1884	八幡東区役所まちづくり整備課	TEL 093-671-0803
小倉北区役所まちづくり整備課	TEL 093-582-3471	八幡西区役所まちづくり整備課	TEL 093-642-1453
小倉南区役所まちづくり整備課	TEL 093-951-4121	戸畑区役所まちづくり整備課	TEL 093-871-1503
若松区役所まちづくり整備課	TEL 093-761-5325		